

## 日越合意シート

<b>WT1(電力)</b>	<b>(1)第7次電力マスタープラン策定と実行</b>	
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>MOIT/EVN</b>	
<b>1. 現状の問題点</b>		
<p>●現在のベトナムの電力事情は大変厳しい状態にあり、計画停電等により日本企業の操業にも影響が出ている。この状態は当分続くものと懸念され、今後計画的に電力開発を進め、十分な供給余力を持つ事がベトナム経済の更なる発展、外国企業の投資促進に欠かせない。現在第7次電力マスタープランが策定されているが、これを出来る限り早急に完成させ、この計画を着実に実行する事が今後の電力不足問題を解決する為に最も重要である。第6次電力マスタープランが必ずしも計画通り進まなかった反省を活かし、如何にして第7次電力マスタープランを予定通り実行するか、国家を挙げて対応すべきである。</p>		
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>		
<b>3. 根拠法令及び条項</b>		
<b>4. 行動計画</b>		
<p>a)マスタープラン(MP7)の進捗状況および承認手順について情報交換し、発効が遅れる要因等につき意見交換を行う。</p> <p>b)第7次電力マスタープラン中で、今後数年間に運転開始予定の発電所案件の進捗状況を、ベトナム側より日本側に情報提供し、また可能な限り双方は、入札手続きの遅延やファイナンスの手当等、実行の障害になっている事項は何か、どうしたらそれらを解決できるのか、等につき、意見交換する。</p>		
<b>5. 行動計画の進捗</b>		<b>6. 進捗の評価</b>
		<p>a)</p> <p>b)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>		
<p>●2010年度に第7次電力マスタープラン策定支援を目的とした専門家派遣及び研修を実施済(JICA)</p> <p>●以下の円借款事業を実施中(JICA)</p> <p>(1)「オモン火力発電所メコンデルタ送変電網建設事業」「オモン火力発電所2号機建設事業」          発電容量: 600MW、1号機は2009年完成、2号機は2014年に完成予定。周辺地域の送配電網を建設</p> <p>(2)「ギソン火力発電所建設事業」          発電容量: 600MW、2013年に完成予定</p> <p>(3)「タクモ水力発電所増設事業」          発電容量: 75MW、2014年に完成予定</p> <p>(4)「送変電・配電ネットワーク整備事業」          全国レベルの送変電網の新設・増強並びに配電線の整備、2011年完了予定。</p> <p>(5)「タイビン火力発電所及び送電線建設事業」          発電容量: 600MW、2015年に完成予定、周辺地域の送電線を建設</p>		

## 日越合意シート

<b>WT1(電力)</b>	<b>(2)電力BOT/IPP案件の促進、早期完成</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>MOIT/EVN</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●ベトナムの電力事情改善の為には今後数多くの発電所を建設しなければならず、それらをすべて国家予算で賄う事は大変な負担となる為、出来る限り民間資金を有効に導入する事が必要である。電力分野においては、民間資金の活用のスキームとしてBOTスキームが確立しており、ベトナムでも現在(2011年4月時点)までに11件の新規BOT案件がベトナム政府により認可されている。BOT案件はいずれも大型案件であり、これらが予定通り運転開始する事で電力事情は大幅に改善出来る。しかし、現在の状況を見ると、政府保証等の面で必ずしもBOT案件がスムーズに進む状況にはなっていない。また、旺盛な電力需要に対応し電源開発計画を予定どおり進めていく為には、BOTだけでなく、IPP案件の開発も促進していく必要がある。電力マーケットの構築にはIPPプラントの貢献が多分に必要になるが、開発の段階で、Financeや技術の面から多くの案件の進捗が遅れている。</p>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
BOT Decree (Decree 108/2009/ND-CP) Circular 03/2011/TT-BKHDT (Decree 108実施細則)	
<b>4. 行動計画</b>	
a)日本企業が参加するBOT案件の促進に障害となる問題点は何か。日本企業が参加する、又は日本企業の資金があるBOT案件推進に必要な政府サポートは何かにつき議論を行い、その解決策につき日越双方で検討する。 b)IPP案件推進の障害になっている事項は何かにつき具体的に議論を行い、その解決策につき日越双方で検討する。	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a) b)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>●2010年度に第7次電力マスタープラン策定支援を目的とした専門家派遣及び研修を実施済(JICA)</p> <p>●以下の円借款事業を実施中(JICA)</p> <p>(1)「オモン火力発電所メコンデルタ送変電網建設事業」「オモン火力発電所2号機建設事業」          発電容量: 600MW、1号機は2009年完成、2号機は2014年に完成予定。周辺地域の送配電網を建設</p> <p>(2)「ギソン火力発電所建設事業」          発電容量: 600MW、2013年に完成予定</p> <p>(3)「タクモ水力発電所増設事業」          発電容量: 75MW、2014年に完成予定</p> <p>(4)「送変電・配電ネットワーク整備事業」          全国レベルの送変電網の新設・増強並びに配電線の整備、2011年完了予定。</p> <p>(5)「タイビン火力発電所及び送電線建設事業」          発電容量: 600MW、2015年に完成予定、周辺地域の送電線を建設</p>	

## 日越合意シート

WT1(電力)	(3) 自家発電プラントからの電力買い上げの制度化	
ベトナム側関係機関	MOIT/EVN	
1. 現状の問題点		
<p>●民間資金の電力分野への導入の有効な方法として、自家発電プラントからの電力買い上げ制度が考えられる。工業団地、大規模な工場、電力多消費型工場、あるいは大規模住宅等の開発といった事業主体が自家発電を建設する事を奨励し、その規模を必要電力量よりも大きく建設し、余剰電力をEVNが買い上げる制度を作れば、民間企業・DEVELOPERの自家発電建設を促進出来、電力不足解消の補助的手段になり得る。近隣国タイではSPP (SMALL POWER PRODUCER) という制度を導入しており、自家発電1件からの最大電力買い入れ量を90MW以下とし、現在(2011年3月時点)39件のSPPが認可されており、合計3,510MWの電力を購入出来るようになっている(39件すべてが90MWの売電契約を結んでいる)。ベトナムでもこのような自家発電からの余剰電力買い取りの制度導入を検討すべきである。</p>		
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)		
3. 根拠法令及び条項		
4. 行動計画		
<p>a)タイのSPP制度に関し研究を行い、これを如何にベトナムに適用出来るか、MOITを中心に検討する。MOITは、日本側とともに検討を行う。可能であれば、2年程度の間には制度導入を目指す。</p>		
5. 行動計画の進捗		6. 進捗の評価
		a)
7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)		
<p>●日本側メンバーは、越側の希望に応じ、日本やタイの制度について、越側メンバーに対し、情報提供を行う。</p>		

## 日越合意シート

<b>WT1(電力)</b>	<b>(4)電力小売り制度の導入検討</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>MOIT/EVN</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●現在ベトナムで電力市場にマーケット制を導入する検討がなされていると報道されているが、マーケット制の検討と合わせて、電力小売り制度の導入を検討すべきである。市場に電力を供給するPLAYERを出来るだけ増やし、電力供給量を増やす事は電力不足解消の一助となる。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<p>電力法 (Electricity Law : Order No. 24/2004)          電力市場自由化ロードマップ (Decision 26, 2006/1/26)</p>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)今後のベトナムの電力市場制度改革、マーケット制導入がどのようなスケジュールで如何なる方向に進むのか、ベトナム側が情報を提供する。          b)その上で、MOITが中心となり、電力小売り制度の導入に関し、研究・検討を行う。電力マーケット制導入に合わせ、小売り制度が導入できるように検討する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
   	<p>a) b)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>●日本側メンバーは、越側の希望に応じ、日本の電力自由化の展開経験について、越側メンバーに対し、情報提供する。</p>	

## 日越合意シート

<b>WT1(電力)</b>	<b>(5) 現在直面している電力不足への適切な対応</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>MOIT/EVN</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●現在のベトナムの電力不足はベトナムに進出した日本企業の操業にも深刻な影響を与えている。以下の事例にもあるように、今年は昨年より更に厳しい電力供給カットが行われており、こういう状態が続くと、日系製造業はもちろん、他国の製造業も製造拠点をベトナムから他国に移さざるを得ないような事態に追い込まれる恐れがある。実際にその検討を始めている企業もあるが、ベトナムの持続的発展のためにはこれは何としても阻止すべきである。従いベトナム政府は電力ユーザーの意見を良く聞いた上で、できるだけ影響を小さくするようきめ細かい対応を行うべきである。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<p>①ハノイでは3月以降、週2回の計画停電が行われている地域がある。          ②ハノイ近郊の省では、昨年同月比30%の電力削減を義務付けられ、未達成の場合即刻電力供給をカットすると言われている。          ③ハイフォン市では、3-6月の期間、2月実績比40%の電力使用量削減を要請された。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)今後の電力供給削減計画に関する方針、方法の情報提供、及びそれに関する意見交換を行う。          b)企業に対して、その操業に大きな影響を与えるような電力使用削減を求める場合には、事前に対象地域内の企業に対して意見交換を実施し、企業活動への影響を最小限とするよう配慮を行う。          (例)          ・計画停電を実施する場合は、企業が労働者への説明を十分に行うことができるよう、5日以上前に事前通告を行う。また、停電回数は、シフトの振り替えを可能とするため、週1回以内とする。          ・電力量の削減要請は、企業活動の制限につながり、結果として、労働者の雇用機会を奪う可能性が高いことから、このような削減は行わない(企業については、電力量削減でなく、計画停電により対処することとする。)</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a) b)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT2(労働)</b>	<b>(1)工業団地開発に適合する人材育成開発</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>労働・傷病兵・社会問題省、計画投資省、中央及び各地区の人民委員会</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●工業団地の乱開発により各工業団地で労働者の不足が問題となっている。</li> <li>●例えば、ハノイ市を中心とするベトナム北部には、31の工業団地が存在し(土地収用中など6)、入居企業はおよそ1,100に上る。これに対し、この地域の人口はおよそ1,563万人で、現在開発中の工業団地の操業、これ以上の工業団地の開発が既存の工業団地ならびに新規に操業される工業団地での更なる労働者不足を引き起こすことが懸念される。</li> </ul>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>a)工業団地開発や輸出加工区における労働市場の現状、工業団地や輸出加工区における雇用ニーズ・労働使用状況を確認するために専門調査を行い、工業団地の企画と開発計画に適合する人材育成開発の戦略を策定する。</li> <li>b)日越メンバーは、今後の開発の在り方について意見交換を実施する。</li> <li>c)[高校未就学者の職業訓練校における職業教育システム(Decree 1956 TTg./QD 27 Nov 2009)充実について検討を行う。]</li> <li>d)[各学校(特に職業訓練校)での官民共同での社会教育プログラムの具体化について検討を行う。]</li> </ul>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)</li> <li>b)</li> <li>c)</li> <li>d)</li> </ul>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ハノイ工科大学ITSS教育能力強化プロジェクトフェーズ2」(協力期間:2009年3月～2012年3月) ハノイ工科大学にてITの基礎知識及び日本語能力を備えたIT技術者養成を目的とした技術協力を実施。</li> <li>●「ハノイ工業大学技能者育成支援プロジェクト」(協力期間:2010年1月～2013年1月) 産業界の人材ニーズに沿った教育訓練カリキュラムの策定・実施能力向上を目的とした技術協力を実施。</li> <li>●「ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト」(協力期間:2010年9月～2014年8月) 2020年の工業国化に向けたベトナム中小企業・裾野産業を担う人材を育成することを目的とした技術協力を実施。</li> <li>●行動計画に記載された人材育成開発の実現に当たり、上述のような既存プロジェクトに加えた支援が必要と考えられる場合には、越側メンバーは、その内容を書面にて日本側に提案した上で、日越で今後の支援の在り方を協議する。</li> </ul>	

## 日越合意シート

<b>WT2(労働)</b>	<b>(2)最低賃金法の作成及び発行</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	労働・傷病兵・社会問題省、ベトナム労働組合総連合会及び支部組合、中央及び各地区の人民委員会
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●最低賃金の定義が明確でないため、最低賃金とは何か政府、労働者、企業にとっても分かり難いものとなっている。最低賃金の決定のプロセスで不明確な部分が多いため、最低賃金に対する理解が低い。</p> <p>●また、政府が規定する最低賃金が、国民の生活実態または実感と合っていないため、企業は最低賃金を守っているまたは最低賃金上昇額を意識した賃上げを実施しているが、労働者がその水準に不満を持ち、結果的に労働争議が起こる。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
労働法 第6章	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)最低賃金を明確に定義し、新労働法に記載する内容についての意見交換を行う。</p> <p>b)MOLISAは日本式を参考に最低賃金の設定のプロセスを再策定し、毎年公表する仕組み作りの検討を行う。 (例) 全国主要都市での生活実態調査、労働者・企業代表者との公聴会、DOLISAから企業への事前説明会の実施など</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>●最低賃金設定プロセスに対する支援については、今後、日越双方にて具体的内容を協議し、日本側は、日本の法制度に係る経験・ノウハウの共有など、民間企業との意見交換を含め、必要な支援を行う。</p>	

## 日越合意シート

<b>WT2(労働)</b>	<b>(3) 法令順守に向けたサポート体制の確立</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	労働・傷病兵・社会問題省、ベトナム労働組合総連合会及び支部組合、中央及び各地区の人民委員会
<b>1. 現状の問題点</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●違法ストライキが頻発する要因の一つとして、企業側の法令順守の不備(労働組合設立・就業規則・労働協約・賃金テーブル登録等)が指摘されている。</li> <li>●一方で、新たな法令の発令に際し、行政側の周知についても不十分な側面があり、企業側の認識不足による意図せぬ法令違反が発生している。</li> </ul>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>a)新たな法令の発令に関し、周知徹底方法の改善についての意見交換を行う</li> <li>b)関係行政機関による定期的なセミナーを開催する。(分かりやすい内容説明、法令順守の優秀事例の紹介等)</li> <li>c)労働法執行担当機関の能力を向上する。日越双方メンバーは、その実現のため必要となる事項について意見交換を行う。</li> </ul>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)</li> <li>b)</li> <li>c)</li> </ul>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本企業で働く労働使用者及び労働者に対する労働法の宣伝、周知を展開するに当たり、日本企業は時間的・経費的なサポートを行う。</li> </ul>	

## 日越合意シート

<b>WT2(労働)</b>	<b>(4)労働力確保のための工業団地周辺的生活環境改善</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>労働・傷病兵・社会問題省、計画投資省、公安省、ベトナム労働組合総連合会及び支部組合、中央及び各地区の人民委員会</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の採用難の背景の一つとして、工業団地周辺的生活環境の魅力不足を上げる事ができる。</li> <li>●このため、若年層は将来に向けた生活設計の夢が持てず、故郷に帰ると言うUターン現象を起こし定住化が進まず、蓄積した技術習得を生かす事ができていない。</li> <li>●その解決に労働者用住宅(独身寮・家族寮)の整備、並びに公共施設(託児所・幼稚園、診療所、小学校、スーパー、公園)等の整備は不可欠である。</li> <li>●各工業団地周辺の民間賃貸物件では、各企業の賃上げを睨んだ大家による急激な家賃の値上げが行われておりワーカーの生活を圧迫している。</li> </ul>	
<b>2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>外資企業が多数入居する大規模工業団地では地方出身の工場労働者が急増している一方で、工業団地周辺の生活環境インフラ整備が追い付いていない。誰でも住む事ができて、結婚や子供ができた後も住むことが出来る幅広い部屋の種類を持つ公営住宅の整備や、託児所・幼稚園、小学校、診療所、スーパー、スポーツ施設といった文化・教育機関、病院・警察等の公共施設の整備が地方出身の工場労働者の生活水準向上のために必要と考えられる。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)JICAが実施した「工業団地周辺の居住環境整備調査」結果を踏まえ、適切な提案については、ベトナム側において関連法令の検討、改正を行い、同調査の提言事項を実施する。</p> <p>b)フェーズ3で選出されたモデル工業団地における居住環境整備支援については、日越双方の責任分担を明確にする。</p> <p>c)ベトナム側は、日本側と協力してイニシアティブフェーズ3で研究されたLong Bien工業団地とThang Long II 工業団地周辺の居住環境に係る公的インフラを建設するためのF/S報告書及びF/S結果を踏まえた案件実施計画を作成する。</p> <p>d)日本側は、上記c)でベトナム側が取り組むF/S報告書作成を支援する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)</li> <li>b)</li> <li>c)</li> <li>d)</li> </ul>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●2010年2月から12月にかけて、JICA資金により「ベトナム国工業団地周辺の居住環境整備調査」を実施。</li> <li>●日本側は、上記実施済調査の提言事項に基づくベトナム側の取り組み状況を確認しつつ、ベトナム側が取り組むF/S報告書作成を支援する。</li> </ul>	

## 日越合意シート

WT2(労働)	(5) 違法な誇大採用広告に対する取締強化
ベトナム側関係機関	労働・傷病兵・社会問題省、関係機関
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●盛んな外国投資による影響で、特に都市部では労働力確保が事業運営上の大きな課題となっている。このような状況下で、労働者が自らの意思に基づき雇用先・就業地を選択することが可能であることは言うまでもないが、一方で、過剰な採用広告表示の影響で、労働者が安易に転職を企図しやすい環境ができています。労働者が頻繁に入れ替わることによる影響は、直接的に労働力確保に悪影響を及ぼしており、加えて、教育・訓練の集積を妨げ、健全な労使関係構築の妨げにもつながっている。また誇大採用広告は、誤った情報の流通を促進し、結果として不適法ストライキ発生の一因ともなっている。</p> <p>●健全な労使関係を築き、より魅力的な事業環境を整備するため、企業側と労働者側の情報量・質の格差を踏まえ、労働者が誤解を産むような誇大広告に対しては当局による厳正なる対処が必要である。</p>	
<p>[労働法] 第19条 労働者を騙す誘惑、詐欺的約定、誇大広告などの行為、及び違法行為を進めるための職業紹介サービスの利用は、全て禁止される。(改正労働法ドラフト4版では、第9条に移行)</p>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
各外国投資企業	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
労働法第19条	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)違法な誇大広告に対処するため、各地方における、担当行政機関と、通報ルートの明確化について意見交換を行う。</p> <p>b)ベトナム側管理機関は、未然防止のための、採用広告記載内容のガイドライン(例えば、平均給料などを記載する場合には、残業手当・シフト手当・通勤手当などの算出条件(月30時間、2シフト、距離50キロなど)を記載すること)の作成を検討する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a) b)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>●採用広告取締への支援については、今後、日越双方にて具体的内容を協議し、日本側は、日本の法制度に係る経験・ノウハウの共有など、民間企業との意見交換を含め、必要な支援を行う。</p>	

# 日越合意シート

WT3(マクロ)	(1)マクロ経済の安定化(為替面からのアプローチ)
ベトナム側関係機関	国家銀行、財政省、計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>●この3年間、急激なドン安が進行している。2008年1月の基準レートが、1ドル当たり約15,990ドンであったところ、2011年1月には、約20,770ドンにまで下落。また、近隣国の通貨が対ドルで上昇しているにもかかわらず、ドンのみが下落。</p> <p>●こうした傾向が持続するかぎり、例えば、以下のようなビジネスモデルを検討する企業は、相当の利幅を見込めなければ、投資に踏み切ることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外から製品を輸入し、ベトナム国内で販売する事業</li> <li>・海外から原材料を調達し、国内で加工し、販売する事業</li> <li>・初期投資に係る固定費が大きく、その回収に長期間を要する事業</li> </ul> <p>●特に、自動車や家電等の裾野を担う事業者は、中小企業が多く、経営体力が無い上、ドルで原材料を調達し、ドンで販売する形態が一般的であるため、投資を行うことが困難となっている。</p> <p>●また、ベトナム企業に投資をしたいと考える企業も、相当のキャピタルゲインが見込めなければ、投資をすることができない。かかる状況は、外資企業のベトナムへの進出だけでなく、ベトナム企業への資金流入の妨げにもなる。</p> <p>●さらに、ドン安傾向はインフレを加速化させ、労働賃金の上昇、ひいては投資環境の悪化の原因にもなり得る。</p> <p>●加えて、ドン/ドルレートについて、公定レートと闇市場レートの乖離により、コンプライアンスを旨とする外資系企業が、ドル調達することが著しく困難となる場面が生じた。</p> <p>●以上の点について、2月に入り、マクロ経済安定に関する政府決議第11号が示されたことは高く評価できる。この取組の継続、及び、更なる改善策を追求することが必要。</p>	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
<p>●家電・電気製品の製造販売A社は、ベトナム会計基準遵守の観点から、海外からの輸入仕入商品について公式レートにてベトナムドンに換算して記帳。一方、実際の仕入金支払い時には第3国通貨を介してドルを海外から調達するため、その調達レートは実勢レートとなるため、為替差損益が常態化していた。また、グループ内の資金決済をドルにて実施する一方、ベトナムでは当該決済に必要なドル資金の調達が困難なため、他通貨を介してドルを調達。このため、複雑な運用を余儀なくされるだけでなく、本来は不要な為替手数料が発生した。</p> <p>●自動車・二輪部品製造業B社は、米ドルにて原材料を輸入し、ベトナムドンにて製品を在越日系企業へ販売。大手セットメーカーとは下請関係にあることから、販売価格に転嫁することができず、ドン安になればなるほど利益が圧迫されている。また、市中銀行で米ドル不足が発生しているため、仕入金決済用の米ドルを調達しようとすると数日かかる場合があり、予定通りに海外送金できないことがあった。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
首相決議11/NQ-CP	
4. 行動計画	
<p>a)日越WT3メンバーは、下記内容について、互いの現状認識を共有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)日側メンバーは、不安定なマクロ経済がミクロな企業活動(投資環境)に与える影響について、具体的な事例や調査結果を説明する。</li> <li>2)越側メンバーは、これらの実態に対するマクロ政策の基本的考え方を説明する。</li> <li>3)日越双方メンバーは、国家の法律に基づいて、公表できるマクロ経済のデータを共有する。</li> </ol> <p>b)日越双方メンバーは、マクロ指標の中で、特に投資家の関心が高い指標(資本収支、誤差脱漏、外貨準備高減少等)の現状分析及び今後の見通しについて意見交換を行う。</p> <p>c)日越双方メンバーは、自国通貨ドンの為替安定及びドルとの交換性向上策について、意見交換を行う。</p> <p>d)越側メンバーは、意見交換の結果、短期に実行に移せるものについて、その実施に向け、国家銀行、財務省等の政府機関への働きかけを行う。</p> <p>e)日越双方メンバーは、意見交換、働きかけの結果を報告書として取りまとめる。</p> <p>f)日側メンバーは、日本商工会、JETRO、JICA等を通じて、本報告書を広く周知し、ベトナムマクロ経済の安定化への取組を積極的にPRする。</p> <p>g)越側メンバーは、本報告書を短期的な取組の報告、及び、長期的な取組の提案として、越財務省、計画投資省、国家銀行に提出し、更なる取組を働きかける。</p>	
5. 行動計画の進捗	6. 進捗の評価
	<p>a)</p> <p>b)</p> <p>c)</p> <p>d)</p> <p>e)</p> <p>f)</p> <p>g)</p>
7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
●日本の有識者の協力を得て、ベトナム社会科学アカデミー(VASS)やMOFに対する知的支援を実施中(JICA)	

## 日越合意シート

<b>WT4-1(裾野産業発展)</b>	<b>(1)裾野産業育成・発展の為行動計画(モデル)の実施</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	商工省、計画投資省、科学技術省、財務省、教育訓練省、労働・傷病兵・社会福祉省
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>裾野産業の育成・発展問題は日越共同イニシアティブの第一フェーズから第三フェーズ迄継続して取り組んでいる重要項目の一つである。越政府も2007年7月に繊維、靴、自動車、二輪車、電気・電子、機械を対象とした裾野産業育成・発展マスタープランを策定し、マスタープランの実行政策とも云える施行細則「裾野産業の発展政策について」を2011年2月発布した。2018年に予定されているAFTAによる完全自由化に備えてコスト競争力向上のために部品、型・治具及び加工処理に付日本企業は現地調達を求めているが、思う様に進んでいないのが実情で、裾野産業の育成・発展が緊急の課題。裾野産業を担うベトナム企業に対しこれまで日本人アドバイザー・シニアボランティアの派遣・指導や部品調達商談会開催など日本は多くの支援を行っており成果を挙げつつあるが、より一層効果を上げる為には戦略的かつ重点的な取り組みが求められる。また越企業の育成だけではなく裾野産業を担う外資企業を誘致する事も重要で魅力ある誘致策を積極的に取り入れる事が必要。現在の高金利下ではベトナム企業が事業拡大したり、製造機械の設備投資を行いたいと思っても経済的基盤が脆弱で実行が困難。ベトナムでは多くの省庁・団体が裾野産業育成・発展に取り組んで来ているが、政令12では商工省が主管官庁となっており、より一層のリーダーシップが求められる。</p>	
<b>2. 事例</b>	
<p>裾野産業の多くは設備機械の導入を伴う資本集約的である事から、一定規模以上の需要がある事が越企業育成、外資企業誘致の大前提となる。ベトナムの実情では二輪車産業がある程度の生産量が確保されているので比較的裾野産業が育ってきている。二輪車メーカーも日本企業を誘致すると共にベトナム企業の指導・育成に努めている。一方自動車産業では国内需要の規模が小さい為未だベトナム内自動車産業向け未だ裾野産業が育っていない。(一部自動車向け部品製造については輸出加工型企業が既に存在している)更に電子・電気産業では電子部品の製造は大量生産が前提となっており、当面は輸入に依存せざるを得ない。プラスチック部品等の現地調達の可能性があり、今後この分野での裾野産業の育成・発展が期待できる。A社はハノイ工科大学と共同でベトナム企業に対する個別育成指導を行うプログラムをもっているが、現場で直接行う個別指導に積極的に希望を申し出でる企業が極めて少ない。QCD(品質・コスト・納期)に付日本企業が求めるレベルとベトナム企業の認識の間に相当大きなギャップがある。またB社は可能性のある部品供給企業を探す際、積極的に売り込んでくる企業が極めて少なく、ベトナム企業の意欲の低さを感じている。今後はビジネスマッチングの為の情報ベースや場の提供に工夫必要性を感じている。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<p>首相決定No. 34/2007/QĐ-BCM(2007年7月)2010年迄及び2020年を視野に入れた裾野産業マスタープラン。 首相決定No. 12/2011/QĐ-TTg(2011年2月)「裾野産業発展政策について」</p>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>基本的には第3フェーズで立ち上げた日越合同タスクフォースで、日本側が提案した行動計画(モデル事業)を実行していく(最早議論の段階は終わり第4フェーズでは実行して行くのみ。)。ベトナム企業と外資企業(主に日本企業)と連携・棲み分けし、ベトナムの裾野産業の育成発展をはかるため下記行動計画を実行していく。</p> <p>a)裾野産業として育成(越企業)・誘致(外資企業)すべき具体的業種・品目の合意……2011年9月末</p> <p>b)ベトナム企業の育成 1)対象企業の選定 2)支援項目 ①人材育成(経営者レベル、中間者層レベル、ワーカーレベル)の具体策実施 例えば 経営塾、職業訓練センターの充実 裾野産業関連技能検定制度の構築 ②資金(JICA・JBIC Loan)制度の構築・実施。……2012年6月</p> <p>c)外資系企業の誘致 ①誘致策(税制面、コスト面、資金面) 発表・実施 ②工場立地場所(裾野産業用工業団地等)開発(インフラ等を含め)に対するガイドライン策定及び指導 ③ 企業マッチング制度の構築……2012年6月</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a) b) c)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>①中小企業政策アドバイザーAEDへの派遣(JICA) ②中小企業支援センター(TAC)支援継続(JICA)③ベトナム日本人材協力センター(VJCC)ビジネスコース実施(JICA) ④ベトナム企業へのシニア海外ボランティア派遣(JICA) ⑤ベトナム企業向け2-Stepローン(JICA)⑥裾野産業企業向けローン(JBIC)⑦部品調達展示商談会の開催(2005年～、JETRO)⑧ハノイ工業大学技能育成支援継続(JICA)⑨技能検定制度構築アドバイザー職業訓練総局への派遣(JICA)⑩投資環境整備アドバイザーFIAへの派遣(JICA)⑪中小企業支援センター(日系裾野産業を誘致する為のインキュベーション施設)の運営(JETRO)</p>	

## 日越合意シート

<b>WT4-2 (法制度・運用)</b>	<b>(1) 取締役会の決議ルールの改善</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>計画投資省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>新企業法の施行前に設立された企業は、旧企業法の規定より強制的に全会一致ルールを適用することとされ、現行定款の議決ルールは全会一致に拠ることとなっている。新企業法の制定により、取締役会の全会一致ルールは見直されたが、新企業法の施行前に設立された企業が新企業法の規定に基づく議決ルールに移行する場合には、現行定款の議決ルール(全会一致)に従う必要があり、実態として全会一致ルールから議決ルールを変更できない。新企業法の施行前に設立された企業は、依然として新企業法の規定を適用できず、新企業法施行後に設立された企業に比べて不公正な取扱いとなっており、早急な改善が必要である。</p> <p>本問題点は、日越共同イニシアティブ・フェーズ2、フェーズ3でも取り上げられ、フェーズ2においては、製造業についても新企業法の議決ルールに変更するための定款変更は取締役会出席者の過半数で良いこととする旨、担当部局より説明があったが、計画投資省は上部機関に諮ったところ、既存の定款は企業間で自主的に合意されたものであり、その合意を尊重すべきであるとの見解を得ているとの説明があった。フェーズ3において、計画投資省が上部機関に対して本件に関する日本側の懸念を報告し、その結果を日本側に報告する事で、双方合意したが、同報告は届かなかった。</p>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>日系A社は、企業再登録手続きに際し、定款の修正作業を実施しているが、以下の困難に直面した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業再登録に関しては取締役会にて提案、再登録の方向で作業を開始することとした(2006年12月BOM)。</li> <li>・定款修正に関しては日越出資両社、及び合弁会社より事務局を任命し、ワーキング・チーム(以下WT)を発足させ、本WTが実質的作業を行い、取締役会に提言することとした(2007年10月BOM)。</li> <li>・しかしながらWTでは、越側WTメンバーは定款修正に関して、実質的な協議には応じず、結果として機能不全となり、取締役会に対して提言が不可能な状況となった(2007年11月-2008年4月)。</li> <li>・上記WTの報告を受け、日側取締役より“合弁会社が契約した法律事務所にて作成された定款修正案をもって企業再登録を実施する”ことに関する緊急動議が提案され、全取締役11名中、日方取締役(7名)賛成、越側取締役(4名)保留との結果となった(2008年4月BOM)。</li> <li>・定款修正に関する越側の合意を得られないまま、当該当局に企業再登録申請を実施(2008年6月)。</li> </ul> <p>すなわち、一連の手続き、協議の間、越側出資者からの合意、協力を得ることができず、また、旧定款はその修正に関しては“全会一致”とされているため、今回の定款修正決議の有効性に関する解釈が日越間で分かれた状態となっている。つまり、日越共同イニシアティブ・フェーズ2の最大の成果とされている取締役会の全会一致決議ルールの撤廃が現実には実行されていない実態となっている。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
共通投資法、統一企業法等	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)新企業法施行前に設立された企業は出資比率に関わらず強制的に取締役会での全会一致ルールを適用することとされており、現行定款の定める手続きによっては全会一致ルールから新企業法の定める議決ルールに移行することは困難である。従って新企業法施行以前に設立された企業が新企業法の定める議決ルールに移行するため定款を変更する際には、取締役会出席者の過半数の合意があればよいとする等、新企業法への移行が実質的に可能となるよう、法令の早期整備を図る必要がある。計画投資省は、日本側の提示した上記課題を認識し、上部機関に報告し、その結果を日本商工会に通知する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT4-2 (法制度・運用)</b>	<b>(2) 国別外国投資の詳細情報の早期開示</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>計画投資省 (FIA)</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>2008年12月以降、国別の対越外国直接投資の最新の実行額と累計額の入手ができず、企業の投資動向を把握することが困難となっている。すなわち、日越共同イニシアティブの成果を把握することができない状況が問題である。</p>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>計画投資省は同省の英文ホームページにおいて、国別の外国直接投資の毎月の認可額と件数、実行額と件数、及び同月までの各々過去累計総額が、投資認可省毎に四半期ごとに公開と更新を行う。</p> <p>a) 外国投資に関する情報の提供・収集・取りまとめ・公表に係る法的文献を作成する (2012年6月まで)</p> <p>b) 外国投資に関する情報の提供・収集・取りまとめ・公表に係る法的規定を各人民委員会やDPIや工業団地、輸出加工区、経済地区、ハイテクパークの管理委員会等に対する担当者に宣伝、周知、教育する (2012年7月～12月)</p> <p>c) 情報の収集・取りまとめを行い、Webサイトにおいて越語及び英語の情報開示を試験的に実施する。(2013年1月～)</p> <p>d) 日本側は、上記の内容を展開するために、計画投資省から書面で提出された支援要請に関して、双方の話し合いを元に合意される具体的な形式で援助する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p> <p>c)</p> <p>d)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援 (ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>● 日本側は、越側からの書面要請を見て、どのような支援が可能か、関係機関間で調整を行う。</p>	

## 日越合意シート

WT4-2 (法制度・運用)	(3) 知財問題取締強化
ベトナム側関係機関	科学技術省、商工省、財政省(税関総局)、 公安省(経済警察)、文化スポーツ観光省
<b>1. 現状の問題点</b>	
2005年11月知的財産権法が公布、2009年に改正され、2004年競争法と併せて、模倣品対策の制度整備は行われた。しかしながらベトナムにおいてはまだ知財に関する関心が乏しく、模倣品対策に関する取組が効率的では無い。各企業において、それぞれ模倣品に対しての対応を行っているが、多数ある執行機関、複雑な手続き、執行機関がNOIPから意見及び査定を求めなければならないため、様々な困難に直面しており、事件が迅速に解決できない状況。	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
日系A社は自社の商品が模倣されているのを確認しているが、A社の商品が模倣された事実を確認するための根拠収集、査定機関またはNOIPからの専門意見が必要であるため、その場ですぐ解決できない。	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
民法、競争法(2004年)、知的財産権法(2005年、2009年に改正された)、政令第105/2006/ND-CP(知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産権法の条項の細則及び施行ガイドライン、119/2010/ND-CPを元に改正された)、政令第97/2010/ND-CP(工業所有権に関する行政上の罰則措置政令)	
<b>4. 行動計画</b>	
a)ベトナム側は、知的財産権を実施する関係機関間の役割を明確化するdecree97について、日本側メンバーに情報提供する。 b)日越双方のメンバーは、decree97に基づいて実施機関の取り組みの効果を改善するために意見交換を行い、[知的財産権侵害を迅速に行うための各機関の能力強化や知的財産権の啓蒙活動の強化の]方策を提案[し、各機関において実施]する。 c)日本側は(特に日本企業)、知的財産権を実施する機関の能力強化をサポートする。	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a) b) c)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
●2011年度に知的財産権の啓蒙及び取り締まり強化プロジェクトを実施予定(JICA)	

## 日越合意シート

<b>WT4-2 (法制度・運用)</b>	<b>(4) 廃棄製品(電気、電子と環境保全法で規定されるその他の製品を回収、処理する制度)の設計</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>首相府、天然資源環境省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●日本側とベトナム側とで、以下のとおり、認識の違いが生じている。</p> <p>(1)日本側認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境総局(VEA)は中心となり、生産者、輸入業者のみに負担と製品を回収、処理しなければならない義務を既定する首相決定ドラフトを作成しており、自社商品を最高75%の回収率で回収、処理しなければならない方向で検討中。</li> <li>・ドラフトの作成過程において、日本を含む外国企業は、生産者や輸入業者から回収率の撤廃を求める要請を行ったが、現在までVEAは、生産者、輸入業者に対する回収・処理義務を果たす程度を確認するための基礎として義務回収率を設定すべきだと考えている。</li> <li>・また、外国でのリサイクル法では、生産者、輸入業者のみに責任を求める回収システムはなく、政府や消費者も含めた共同参画ではないため持続可能性のある社会システムではないことで、効果的な環境問題の解決にはつながらないとの意見が多い。</li> <li>・環境行政の方向性と産業界に及ぼす影響について、十分相互検証ができておらず、双方側の意見が相違のまま首相決定が施行された場合、外国企業の投資減退の可能性も懸念されている。</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃家電の回収率             <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU33%(廃電気電子製品が対象:重量ベース、2008年)</li> <li>・日本51%(TV、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品目が対象:台数ベース、2006年)</li> </ul> </li> </ul> <p>(2)ベトナム側認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の指示にによって、環境総局(VEA)は中心となり、関係機関と協力して、生産者、輸入分配業者が環境保全法第67条の規定に基づく幾つかの製品を回収、処理しなければならない義務を既定する首相決定ドラフトを作成している。それによって、輸入業者は既に販売された自社商品を最高75%の回収率で回収、処理しなければならない。</li> <li>・各製品の具体的な回収率について、MONREはベトナムの実態に適合するロードマップを確保するように規定し、初期の回収率が0%~3%とする予定。</li> <li>・ドラフトの作成過程において、生産者や輸入業者から回収率の撤廃を求める要請を受けた。しかし、現在までVEAは、生産者、輸入業者に対する回収・処理義務を果たす程度を確認するための基礎として義務回収率を設定すべきだと考えている。その他、VEAもドラフトの対象製品の選択理由が環境保全法の第67条に基づくと説明した。</li> </ul>	
<b>2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>(1)ベトナム側認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●天然資源環境省から首相決定ドラフトが2010年10月に首相府に提出されているが、在ベトナム産業界、日本政府からも非現実的内容として意見書が首相府に提出された。その後、ドラフトについて引き続きTBTベトナム事務所を通じて世界貿易機関(WTO)の加盟国からヒアリングを行っており、現在ドラフトの完成と政府首相への提出に向けて意見を聴取している。</li> <li>●廃棄製品の回収・処理に対する生産者、消費者、政府管理機関及び社会全体の実施責任感を向上させるのが他の国での廃棄製品回収・処理法のスタンスである。</li> </ul> <p>(2)日本側認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ベトナム側との意見交換を通じて、内容修正が繰り返されるものの、日本側がポイントと考える部分について、改善が見られないと認識している。</li> <li>●他の国では、消費者、行政にも一定の義務をもたせ、社会全体でリサイクルを進めるのが一般的であるのに対し、現在検討中のベトナム首相決定ドラフトは、回収そのものから、回収拠点の運営、リサイクル処理まで一連のプロセス全てを生産者・流通業者のみに負わせる内容となっている。</li> </ul>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
第2005年環境保全法第67条、2006年8月9日付議定No.80/2006/ND-CP、2009年12月7日付政府首相決定No.2149/QD-TTg、2009年12月31日付議定No.117/2009/ND-CP	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)ベトナム政府は、廃棄電気電子製品の回収・処理に係る首相決定案について、ドラフトを実現性を確保できるものとして完成させるために、日本商工会の理解が得られるまで、日本を含む外資系企業と意見交換会を継続し、意見の反映について日越間で確認する。</p> <p>b)電気電子製品のリサイクルの実現可能な回収システム構築に向けたロードマップについて、[(J)共同で検討・作成する。][(V)日本側が、引き続き意見を提案する。]</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
●日本側メンバーは、欧州や日本の事例について、越側メンバーに対し、情報提供を行う。	

## 日越合意シート

<b>WT4-3(物流・通関・通信)</b>	<b>(1)航空貨物取扱いの適正化</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>交通運輸省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
●進出企業が航空貨物輸送に求める品質においては、ハード・ソフトともにまだまだ多くの解決すべき課題、個別問題が発生している。	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●貨物ダメージ</li> <li>●荷捌き場不足による輸出貨物並びに輸送車両の長時間待機若しくは雨濡れ</li> <li>●休日、夜間の貨物ブレイク</li> <li>●空港ターミナル料金の領収書宛先に融通が利かない・・・等々</li> </ul>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
a)更なる良質なハード、ソフト、サービスの構築のため、異常事態、取扱いについて報告を受け、改善に当たるための特定窓口（コンタクトパーソン）を設置する。 b)関係者にて定例会議を実施し、個別課題の共有、解決を図る。	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a) b)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
●2011年6月より、ノイバイ空港ターミナル2建設のODAプロジェクトにおいて、ターミナル運営・維持管理能力向上の技術協力をJICAにて実施予定。	

## 日越合意シート

<b>WT4-3(物流・通関・通信)</b>	<b>(2)通関手続きの最適化</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>財務省、税関総局、その他関係局</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●進出企業が事業活動を営む上で、通関行政において求められる書類、行為その他関係情報が多岐に渡ること、また取引形態によりそれらが異なること、さらにはそのような中、画一的な管理を追求するため、企業側、税関側ともに膨大な書類、管理資料を抱えることになり、通関の迅速性の欠如、管理の複雑化、整合性の欠如、膨大な管理労力といった弊害が生じつつある。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●全件オリジナル書類提出、通関書類全てへの署名</li> <li>●取引形態別の提出データ、必要書類</li> <li>●生産形態、実態を考慮しない通関方式</li> <li>●労力、時間を要する保税・免税管理</li> <li>●商品名の申告書へのベトナム語表記義務</li> <li>●EDI化の遅れ・・・等々</li> </ul>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)通関手続きの最適化に向け、日本側メンバーは、日本企業が直面している問題点をまとめ、税関総局宛、商工会レターとして発出する。越側メンバーは、これに対し、書面での回答又は意見交換の場を設置する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●税関行政能力向上のための研修制度強化プロジェクトを実施中(JICA)</li> </ul>	

## 日越合意シート

<b>WT4-3(物流・通関・通信)</b>	<b>(3)通信関連の課題</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>財政省(税関総局)、情報通信省、その他関係局</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>製造業に限らず、金融、税関、物流、行政等の各分野での生産性向上、提供サービス向上、セキュリティ確保(情報漏洩防止)等に欠かせないのは、通信を含めたIT基盤である。日越共同イニシアティブ フェーズ3の中では、通信速度・料金・安定性についての具体的な課題について理解を深めることができ、通信速度やサービス品質の捉え方の違いも判明された。今回フェーズ4では、前回までの通信ネットワーク自体の品質の議論ではなく、通信を含めた広義での「IT」が、各事業を支えるインフラの一つとして、どのような関わる事が、各種課題解決につながるのか日越双方で理解し、今後の対策に向けて双方で議論する場を求めたい。</p>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>●既存の税関システムは、データ投入時のエラー発生、トラブル解決に長時間を要す、処理速度が遅いなど利用者の不満も多い。          ●今後の税関システム展開は計画されているが、現状の問題が解決しないまま展開しても、導入効果が期待できない。          (今後、具体的な事例のサンプリング予定)</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)日本側は、物流・関税の既存システムの課題の抽出を行う。          b)上記の課題解決を含め、今後のIT化推進に向けた計画を検討し、公開する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a) b)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>●2011年5月24日野田財務大臣発マイ・ヴァン・ニン財務大臣宛書簡で、日本方式を採用することを前提に、NACCS技術の提供、人材育成開発、ベトナム側の希望に応じたハード・ソフト支援について提案。</p>	

## 日越合意シート

<b>WT4-4(税制)</b>	<b>(1)個人所得税 短期滞在者免税制度の実効性確保</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>財政省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>Circular No. 60/2007/TT-BTCのPart B VI. “1.6.1. For individuals being residents of foreign countries”において、短期滞在者免税を受けようとするものは、以下のような手続きを経る必要があるとされている：</p> <p>①ベトナムでの雇用契約もしくは派遣任務が開始される15日前までに、以下の申請書類を管轄税務署(ベトナムでの勤務先を管轄する地方税務署)に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 免税通知</li> <li>- 申請を行おうとする年度の前年度に係る居住者証明書の原本</li> <li>- 日本の雇用主との労働契約書のコピーの公証版</li> <li>- ベトナムでの雇用主労働契約書(もしくは任命書)のコピーの公証版</li> <li>- パスポートのコピーの公証版</li> </ul> <p>②労働契約の期限の切れる時、もしくは申請を行おうとする年度の期末のいずれか早いタイミングの15日前までに、以下の申請書類を管轄税務署(ベトナムでの勤務先を管轄する地方税務署)に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 申請を行おうとする年度に係る日本の居住者証明書の原本</li> <li>- 滞在期間中のパスポートのコピーの公証版</li> </ul> <p>しかし、本事前申請は以下の理由により本免税の実効性を妨げるものと思われる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 短期派遣は機動的意図決定により行われるケースが多い中、15日前に多くの書類を揃え、しかもそれを公証してもらった上で提出することには、大きな困難を伴う。</li> <li>- 特に①の居住者証明書については、前年度にどこの居住者であったかは本免税を受けるに当たって無意味であり、手続きをいたずらに煩雑にするものである。</li> </ul>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>手続きが煩雑であるため、本免税の適用を断念する事例が見受けられる。</p> <p>また、前年度までベトナム居住者であり、日本へ帰国後、再度出張でベトナムに来る場合には、前年度の日本の居住者証明は発行されないため、本免税を受けることができない。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<p>「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定」(日越租税条約)第15条第2項</p> <p>Circular No. 60/2007/TT-BTC Part B VI. “1.6.1. For individuals being residents of foreign countries”</p>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)上記①②の2度に分けられている手続きを一度に纏めることについては、財政省は意見を受け取り、研究して適切な時期に決定権限のある機関に提案する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT4-4(税制)</b>	<b>(2) 移転価格税制</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>財政省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>(1) Circular 66に基づくForm01提出義務は、価格設定に関する詳細な書類等の設置を伴うため、ニッチと思われる分野の市場を目指して進出してくるベンチャーなどの中小事業者を中心とする納税者にとって負担が大きく、また技術的な内容を含む可能性の高い価格設定に関する詳細な書類の確認を行う税務職員にも、専門外の知識を要するため、多大な負担になる可能性が高い。</p> <p>(2) 移転価格税制の運用が本格化し、それによる更正を受けた場合、①追徴課税額が高額になる可能性が高く、企業経営を揺るがす問題となりかねない。②二重課税が発生する可能性がある。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
財政省発行のCircular66、117	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a) 日本商工会にて提案をまとめ、ベトナム当局へ検討を要請する。</p> <p>b) 一定規模以下の企業もしくは、一定量以下の関連取引しか有さない企業に対するGCN-01/QLTFormの提出義務の免除を含む手続きの簡素化に関する要請については、越財政省は意見を受け取り、それを検討して、適切な時期に決定権限のある機関に提案する。</p> <p>c) 事前確認制度(APA)に関する要請について、越財政省は研究・作成して、2011-2020年間に導入されることを目標として決定権限のある機関に公表されるために提案する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p> <p>c)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT4-4(税制)</b>	<b>(3) 税務相談の拡充</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>財政省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>・現在ベトナムにおいては、納税者の質問に対する回答窓口が各税務当局に設置されている。ただし、そこでの相談内容に対する回答の即時性と、回答内容に対する検証可能性が確保されておらず、結果として納税者が知りたい情報を「信頼できる」税務当局の見解として、「早期に」得ることができない事態が発生している。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<p>≪即時性が確保されていない事例≫          産業用機械を扱う商社であるA社は、無形固定資産の償却方法について税務当局に確認していたが、税務当局の担当者が即時回答できず、正式に入手手続きを行った上でオフィシャルレターにより2ヶ月後に回答を得た。</p> <p>≪検証可能性が確保されていない事例≫          A社は日本の建設会社でありベトナムに進行中のプロジェクトを複数もっている。複数のプロジェクトはそれぞれが納税者コードを取得する必要があるが、その取得番号体系について税務当局の担当者毎に見解が異なっている。最初の担当者によると新規のプロジェクトの納税者コードについては既存のプロジェクトのコードの枝番を発行するという話だったが、現在の担当者によると既に終了しているが未クロージングの既存プロジェクトのコードを使用するように指示を受けている。もし後者が事実であれば、税務上2つのプロジェクトが同じ納税者コードでベトナムに併存することになる。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a) 税務相談サービスの向上          越側は、下記の日本側提案に対し、その実行に向けて努力する。関連省庁に対し必要な説明を行う。          ・税務相談に係る電話相談センターの設置          [・電話相談への回答内容を統一化する(通話を記録する、回答マニュアルを作成する 等)]</p> <p>b) 税務当局の相談窓口人材の教育          日越は、能力向上のために必要なトレーニングのアイデアについて協議し、越側は可能なアイデアについて、これを実行する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT5(小売・食品)</b>	<b>(1)小売・流通業における外資基準の明確化</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>商工省・計画投資省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●共通投資法第29条4項では「外国投資家は、ベトナム国内投資家が定款資本の51%以上を保有している企業へ投資する場合、国内投資家と同様の条件を適用される」と規定されているにも関わらず、政令(Decree 23/2007/ND-CP、Decree No.10/2007/QD-BTM)には外資系企業の明確な定義がなく、現状では1%でも出資すれば外資系企業と認定されるため、出店規制の対象となり、事実上、ベトナム市場への参入障壁となっている。</p>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>●外資系企業の定義が明確でないことから、流通権の申請を行っても受理されるだけでライセンスが許可が下りない。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
Decree No.10/2007/QD-BTM 共通投資法第29条4項	
<b>4. 行動計画</b>	
a)ベトナムでの外資企業の定義について意見交換を行い、商工省、計画投資省とともに整理を行い、小売・流通業における外資企業の定義を明確にする。	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT5(小売・食品)</b>	<b>(2) 流通業の多店舗展開規制の明確化、販売品目ネガティブリストの撤廃</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>商工省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●政令(Decree No.10/2007/QD-BTM)別表1によれば、流通権(購買代理・小売・卸・フランチャイジー)については外資系企業には1店舗までは認められるが、2店目以降の出店は既存店舗の数や市場の需給等の経済的必要性を考慮して判断されるとされている。通達(Circular No.09/2007/TT-BTM、Circular No.05/2008/TT-BCT)によれば、外資系小売業が多店舗展開を進めようとする場合、2店目以降の出店については、出店希望地域における既存小売店舗数・市場の安定性・人口密度等の判断基準により、その可否を地方の人民委員会が判断するとされている。この出店の可否に係る判断基準が不明確であり、予測可能性・審査プロセスの透明性が低い点が問題であるばかりでなく、そもそも、外資系小売業のみが競争上不利な状況に置かれることも問題である。</p> <p>●政令(Decree No.10/2007/QD-BTM)によれば、外資系小売業による販売品目に制限がかかっており、小売業として販売が必要な商品も制限されている。(例:Husked Rice, Sugarcane and sugar beet, Tobacco and cigars, etc)。食料品や貴金属製品など百貨店やスーパーマーケット等において扱う商品群を、外資系小売業についてのみ販売禁止とすることは、外資系小売業を国内の小売業に対して競争上不利な状態にするものであり、問題である。</p> <p>●また、上記の問題点についてWTO加盟前にライセンスを取得した外資企業との扱いがあいまいである。</p>	
<b>2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>●ENT判断基準が明らかにされていないため、認可の可否を予測することが困難である。また、認可を受けるまでの時間についても、認可制では届出制とは異なり、おおよその期間の目安をたてにくい。</p> <p>●WTO加盟後に展開された外資系小売店舗においては、米やビールを除く酒類、タバコは販売できない。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
Decree No.10/2007/QD-BTM Circular No.09/2007/TT-BTM Circular 05/2008/TT-BCT	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)ENT及びネガティブリストについて、WTO加盟のガイドラインとの整合性について意見交換を実施。特に、ENT及びネガティブリスト措置の今後の見通し(存続か、廃止か)について、認識の共有を図る。</p> <p>b)既に卸小売・流通業のライセンスを取得している外資企業の事例について、ケーススタディを実施する。特に、法的な位置付けや、WTO加盟前後における扱いの差について、意見交換を行う。</p> <p>c)その上で、規制対象、基準、内容等に関し、日本側から過去の経験及びアセアン各国の現状に基づきベトナム側に情報提供するとともに、具体的なガイドラインを作成する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a) b) c)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT5(小売・食品)</b>	<b>(3)「サブリース規制の明確化」「不動産取得に際しての賃借人権利の保護」</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>商工省、天然資源環境省(土地情報センター)</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●ベトナムの不動産ビジネス法(Law of Real Estate Business)において、外国企業のサブリースビジネスに関する規制が示されている。</p> <p>I. 自社で土地使用权を取得或いは賃借し、自社で建物を建てる場合はサブリースが可能。</p> <p>II. 建物が自社所有でない場合(=建物を賃借する場合)、基本的にはサブリースは不可だが、建物所有者から建物を引き受けた後、自社で行う設備工事や内装仕上げを「追加投資」と認定されれば、サブリースが認められるケースもある。</p> <p>●しかしながら小売・流通業の場合、サブリースといえども共有スペース・賃貸スペースを含め、商業コンセプトを体現するためにも居抜き物件をそのままサブリースすることはありえず、ベトナム政府のサブリースの認識と実態に乖離がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地使用权賃借に際し、土地権利者の確定が困難であり、開発スピードがあがらない。</li> <li>・土地使用权、不動産物件等の賃借の際、多額の保証金や手付金が要求される。この場合、賃借人である外資系企業にとって保証金等の返還請求権を担保することは非常に困難である。特に個人賃貸人の場合はなおさら。</li> <li>・土地所有者と長期賃貸契約をしているにも関わらず、所有者が変更になる場合、前土地所有者との契約が一切無効になると聞いている。この制度の下では長期的な視野に立ち、小売ビジネスを展開する上で大きな障害となっている。</li> </ul>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
<p>●ハノイ市においてA社では土地権利者と合意に至り、賃借契約を進める中で、権利者が土地権利証明書を元々所持していないことが判明。こうしたケースは少なくなく、小売ライセンスの取得に支障が生じている。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<p>Article 10.1(a) of the Law on real estate trading(サブリース規制)</p> <p>Circular 17/2009/TT-BTNMT(土地使用权者の登録に関する定め、天然資源環境省)</p>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)日越双方メンバーは、ベトナムでのサブリース規制の在り方について、意見交換を行う。</p> <p>b)賃借人の権利保護を担保するため、日本での法律、実際の担保手続きなどを日本側より情報提供及び勉強会を開催し、ベトナム法において賃借人の権利保護規定を明確にする。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	

## 日越合意シート

<b>WT5(小売・食品)</b>	<b>(4)食の安全確保及びそれに伴う各種法令の整備及び手続きの簡素化</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>農業・農村開発省、保健省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>●第3フェーズではベトナムから日本へ輸出する農水産品の合成抗菌剤残留問題を取り上げ、禁止薬物の流通管理や検査体制の強化に一定の進展があった。</p> <p>●しかしながら依然として日本向け農水産品から抗菌剤やトリフルラリンといった除草剤が検出されるなど、対策が不十分である。</p> <p>●特に生産者への啓蒙活動を通じた意識改革が不十分であり、啓蒙活動の一層の展開が必要である。</p> <p>●また、問題が発生してから個別事案ごとに指示が発出されている状況であり、生産者、流通業者、輸出業者にとってその手続きが非常に煩雑である。こうした様々な指示がワンストップで確認できるように各種法令の整備が必要であり、かつ輸出の際に必要な書類の簡素化が必要。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<p>日本国厚生労働省が公表している、2010年4月から2011年4月までに発生している違反事例は、水産物は78件、農産物6件である(水濡れ、細菌類が原因のものは除く)。主な事例を参考までに下記する。</p> <p><b>【水産物】</b></p> <p>●ベトナム企業Aが輸出した冷凍養殖エビから、クロラムフェニコールが検出される(類似違反 冷凍むき身イカ・エビ製品等 25件)</p> <p>●ベトナム企業Bが輸出した冷凍養殖エビから、トリフルラリンが検出される(類似違反 加熱後摂取冷凍食品(エビ)・エビ製品等45件)</p> <p>●ベトナム企業Cが輸出した冷凍養殖エビから、フラゾリドンが検出される(類似違反 加熱後摂取冷凍食品(エビ)等 8件)</p> <p><b>【農産物】</b></p> <p>●ベトナム企業Dが輸出した加熱後摂取冷凍食品(ハウレンソウ)から、テブコナゾールが検出される(類似違反2件)</p> <p>●ベトナム企業Eが輸出した生鮮スナップエンドウから、アセフェートが検出される(類似違反3件)</p> <p>●ベトナム企業Fが輸出した生鮮・冷凍スナップエンドウから、シペルメトリンが検出される(1件)</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a)食品安全法 とりわけ動物性医薬品/農薬の取扱いの管理等についての徹底遵守に向けた施策策定。</p> <p>b)動物性医薬品使用/農薬使用に関する啓蒙活動の更なる履行 及び 法令違反者への罰則徹底。 ・違反事例が起こった際の罰則対象を 加工業者に留めず 仲介業者、漁民・農家等 取扱関連者全てに対してとする。また違反内容の公表の義務化等も願いたい。</p> <p>c)生産業者(特に養殖エビについて)を特定出来る仕組み作りの検討(生産者登録制度、生産者から水産加工業者までの履歴管理シート/Moving Documentの作成制度等の検討、仕組み作りに向けたアクションプラン作成等)</p> <p>d)官民それぞれの役割に応じた、衛生的な生産・検査体制の構築に向けた諸活動の検討・実施(検査施設・設備の近代化・増設、検査技術向上・体制強化に向けたロードマップの作成、製氷・冷蔵施設の強化並びにそれに向けた指導等を検討し、可能なものから実施)</p> <p>e)農業・農村開発省品質管理局の能力強化。</p> <p>f)農家の大型化、企業化取組み推進。能力強化。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p> <p>c)</p> <p>d)</p> <p>e)</p> <p>f)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>●WTO加盟により国際貿易が活発になる中、国際ルールに則した安全な食品を生産、製造することが求められていることから、法制度や行政組織の改革を通じた農水産品の安全確保の体制整備を支援するため、JICAは2011年度中に技術協力プロジェクトを開始予定。右案件形成のため、厚労省より専門家を1名派遣中。</p> <p>●今後 日本側より衛生的な検査体制構築に向け 設備の近代化、増設、検査方法指導、精度の高い検査機械導入等への協力が必要。</p> <p>●SPSセンター設立及び運営に向けた分析機械等機器整備支援については、日本側が、その実現に向け、調査を実施する。</p>	

## 日越合意シート

<b>WT5(小売・食品)</b>	<b>(5)農産品(米)の使用農薬、残留農薬管理／日本向け輸出の再開に向けた工程作成</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>農業・農村開発省</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本は農林水産省管理の下、ミニマムアクセス米として海外から米の輸入を行っている。ベトナムからはかつてはこの制度を通して最大9万トン／年間の輸出が行われていた。</li> <li>●2008年にベトナムから輸入された米から基準値以上の残留農薬(アセタミプリド)が検出され、以降ベトナム産の米はミニマムアクセス米の対象外となっている。</li> <li>●日本は残留農薬についてPositive List制度を敷いており、アセタミプリドについては一律基準の0.01ppm未満が適用される。一方ベトナムの法制度上ではアセタミプリドの米への使用は認められている。</li> <li>●現状ミニマムアクセス米の供給国は米国、中国、タイが主体となっている。これらの産地の米からは基準値以上のアセタミプリドは検出されていない。すなわち物理的にはアセタミプリドを使用しない、あるいは代替農薬の使用によって現状改善することは物理的には可能であると思われる。</li> </ul>	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b>	
●上記1記載のとおり、現状ベトナム米はミニマムアクセス米の対象外となっており、日本向けの輸出は不可能な状況にある。	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
a)米に対するアセタミプリドを、使用許可農薬から除外するするための、ロードマップを作成する。 (例)アセタミプリドの効能の把握。 代替農薬の調査とその代替農薬の日本での残留農薬基準値の調査。	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	a)
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●WTO加盟により国際貿易が活発になる中、国際ルールに則した安全な食品を生産、製造することが求められていることから、法制度や行政組織の改革を通じた農水産食品の安全確保の体制整備を支援するため、JICAは2011年度中に技術協力プロジェクトを開始予定。右案件形成のため、厚労省より専門家を1名派遣中。</li> <li>●日本側メンバーは、アセタミプリドを規制する科学的根拠について、越側メンバーに対し情報提供する。</li> </ul>	

## 日越合意シート

<b>WT6(インフラ)</b>	<b>(1) 民間部門を活用したインフラ整備の推進</b>
<b>ベトナム側関係機関</b>	<b>計画投資省、財務省、商工省、交通運輸省、国家銀行</b>
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>ベトナムではこれまでインフラ整備を主としてODAを活用して推進してきたが、公的債務削減等の観点から民間企業によるインフラ整備事業参画を求めることを志向している。この機会を捉え多くの日本企業がベトナムにおけるインフラ整備事業への参入に高い関心を有している。インフラ事業は政府が本来進めるべき公共性が高い事業であるため、民間企業が参入した場合においても全ての事業リスクを民間企業が請け負う形ではなく、政府と民間企業との間の適切なリスク負担が極めて重要となる。両者間でリスク負担が合意されて初めて民間投資家・金融機関によるプロジェクトへの融資が可能となる。</p> <p>ベトナムにおける民間企業によるインフラ整備事業の現状を見ると総じて政府と民間事業者間のリスク負担、政府サポート供与については、ベトナム政府と民間企業との間で考えに大きな隔たりがあり、民活インフラ整備を進める上での大きな課題となっている。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<p>現在ベトナムにおける民間企業を活用したインフラプロジェクトの成功例は電力BOTプロジェクトがあると認識。両プロジェクトの成功はベトナム政府が事業者と締結したGGU (=Government Guarantee Undertaking)の中でベトナム政府が以下の諸点に関してサポートを行うことが盛り込まれている点に拠るところが大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EVNによるオフテーク引取</li> <li>・電力料金(ガス価格が上昇した場合は価格上昇分を売電価格に転嫁)</li> <li>・ガス長期供給</li> <li>・送電網等周辺インフラ整備</li> <li>・外貨交換保証</li> <li>・その他ポリティカルリスク</li> </ul> <p>一方現在外資企業がベトナム政府と協議を実施中のインフラ整備プロジェクトにおいては、上記のような政府サポートが十分得られない状況。この結果、政府と民間事業者間のリスク負担、政府サポートに関する協議が難航している。具体事例は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾ターミナル事業案件におけるODAによる基礎インフラ整備事業に関する完工保証等(コンテナターミナル建設・運営事業は日越合弁企業による参画を予定)</li> <li>・ギソン2等電力BOT案件における外貨交換保証100%等</li> <li>・製油所案件における外貨交換の100%保証、製品オフテーク保証、プラント完工保証等</li> </ul>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
Law on Investment, Decree108、Decree71、公的債務管理法細則(Decree15)	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>a) 日越間で民活インフラ整備について下記の諸点を含めた意見交換を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① インフラ整備への民間企業導入(以下「民活インフラ」)関連政策に関わるベトナム政府からの情報提供</li> <li>② 民活インフラを進める上での官民役割分担の在り方に係る認識共有化。</li> <li>③ 民活インフラを実施する上での主要なリスクのリストアップ及び同リスクに対する対処案の共同検討。</li> <li>④ 民活インフラを実施する上での具体的な手法の紹介・意見交換</li> </ol> <p>b) 日越は、意見交換の成果を報告書として取りまとめる。</p> <p>c) 日本側は、取り纏めの結果を、日本政府及び日系企業に広く情報共有する。</p> <p>d) 越側は、取り纏め結果を、越政府機関及び各省人民委員会に広く情報共有する。</p>	
<b>5. 行動計画の進捗</b>	<b>6. 進捗の評価</b>
	<p>a)</p> <p>b)</p> <p>c)</p> <p>d)</p>
<b>7. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<p>● 日本側は、PPPタスクフォースの能力向上を目的として、我が国及び関係国のPPP制度及び事例紹介セミナー・研修の実施を検討する。</p>	